

## 「第20回かさま新栗まつり」出店参加要項

本要項には、「第20回かさま新栗まつり」への出店に関する重要な情報が記載されています。必ず全ての記載内容を熟読し、十分に理解した上で出店をお申し込みください。  
本要項に記載された規定を遵守していただけない場合、または主催者及び事務局の指示や指導に従えない場合、次年度の出店を停止いたします。

### ◆概要（別添「第20回かさま新栗まつり実施要領」参照）

- ・目的：全国でも有数の栗産地としてさらに発展するため、栗生産農家、菓子業者、陶芸家等が一体となり、栗に関連する様々な情報を幅広く発信し、消費者等と相互交流をすることで、栗に関する理解と関心を高め、笠間の栗ブランドの確立と地域産業の振興に寄与することを目的に開催する。
- ・開催日時：令和8年10月2日（金）9時～16時  
令和8年10月3日（土）9時～16時  
令和8年10月4日（日）9時～15時 ※最終日のみ15時まで
- ・場所：笠間芸術の森公園イベント広場（笠間市笠間2345）

### ◆出店における注意事項

#### （1）出店条件について

- ・「かさま新栗まつり」は、栗をテーマとした祭りであるため、販売できる商品は、生栗や焼き栗、栗を使用した加工品（栗菓子、栗料理等）、栗をモチーフとした陶器やクラフト商品等とする。
- ・生栗と焼き栗については、笠間市産の栗のみを原料としていること。
- ・加工品（栗菓子、栗料理等）については、笠間市産または茨城県産の栗のみを原料としていること。
- ・陶器やクラフト商品については、栗を使用したものやモチーフにしたものであること。
- ・開催する3日間のうち、2日間連続で出店、または3日間連続で出店ができること。
- ・所定の場所に個人または法人で経営している店舗を構えていること（食品衛生法施行令第35条に基づき、営業許可を受けている店舗）。
- ・新規の出店申込者においては、新規出店審査会に必ず出席し、出店の承認を得ること。
- ・出店者説明会に必ず各店舗1名以上が出席すること。
- ・全体準備及び全体片付けに必ず各店舗1名以上が出席すること。
- ・開催趣旨を理解し、かさま新栗まつりを積極的にPRすること。
- ・その他、主催者及び事務局の指示や指導に従うこと。

#### ※加工品（栗菓子、栗料理等）について

- ・栗がメインとなる加工品とすること。
- ・品質の悪い状態（虫食い、カビ等）の栗を取り扱わないこと。
- ・栗の味がわからない商品やメインが違う素材となっている商品等については、主催者及び事務局の判断により、その商品を販売停止とする（既存の商品に栗を置くのみであったりペーストをかけるのみである商品等）。

※主催者及び事務局の指示や指導に従えない場合は、次年度の出店を停止する。

(2) 新規出店審査会及び出店者説明会について

- ・新規の出店申込者においては、「新規出店審査会」に必ず出席し、出品する商品サンプル及び詳細資料などを提出し、出店の承認を得ること（申込後に詳細を対象者へ通知）。なお、サンプルにかかる費用は、出店者が負担するものとする。
- ・「出店者説明会」に必ず各店舗1名以上が出席すること。
- ・日程は以下のとおり（変更となる場合がある）。

◎新規出店審査会：令和8年7月23日（木）※1出店者あたり20分程度

◎出店者説明会：令和8年8月26日（水）第1部 14時から／第2部 18時から

(3) 全体準備及び片付けについて

- ・各店舗から必ず1名以上出席すること。
- ・日程は以下のとおり（変更となる場合がある）。

◎全体準備：イベント前日 令和8年10月1日（木）9時から（目安1時間30分程度）

◎当日片付け：イベント最終日 令和8年10月4日（日）15時30分から（目安30分程度）

◎全体片付け：笠間浪漫終了後 令和8年10月14日（水）9時から（目安2時間程度）

(4) 出店にかかる負担金について

- ・出店者負担金は、以下のとおりとする。
  - ①笠間市内に営業所を有する事業者：**売上金の18% [上限なし] (1,000円未満切捨て)**
  - ②上記以外の事業者：**売上金の20% [上限なし] (1,000円未満切捨て)**
- ※キッチンカーでの出店の場合は、営業許可を受けている経営主体の住所が対象となる。
- ・売上金の過少報告は行わないこと。

(5) 出店場所について

- ・原則1店舗につき1テント（2間×3間）とする。それ以外を希望する場合は、事務局に相談すること。
- ・販売は割り当てられたテント内で行うこと。また、食品（冷蔵商品や包装商品を含む）を販売する場合は、**三方幕（左右脇及び後方）を必ず閉めて販売すること。**
- ・芝生の上での作業となるため、調理場及び販売スペースにおいては、必ずブルーシートやコンパネ等で養生すること。穴をあけてしまった場合は、出店者が責任をもって砂等で保護すること。
- ・出店場所の最終決定は、主催者に一任すること。
- ・出店場所によっては、直射日光が長時間当たる可能性があるため、日陰をつくる対策等を各店舗で行うこと。
- ・商品名や値札、自店舗をPRするチラシや名刺などは各自で用意すること。

(6) 行列の整理について

- ・**行列は、出店者が整理すること。**その際、隣接する店舗への進入に影響を及ぼさないよう対応すること（例：最後尾に係員を配置する、列を蛇行させる など）。

(7) 備品について

- ・テーブルや椅子、その他必要となる備品(※1)については、各店舗で用意すること。ただし、三方幕(左右脇及び後方)は事務局で用意する。
- ・保健所の指導に基づき、手洗い設備等の必要物品(※2)を必ず用意し、使用できる状態で営業施設(テント等)内に備えること。
- ・提供する商品に使用する食器については、使い捨てできるものにすること。
- ・**会場の仮設電気を使用する場合は、「使用機器のW(ワット)数」に応じて電気使用料を徴収する**(料金は後日提示)。使用機器及びW数を別添申込書の「使用する機器について」に明確に記載すること。
- ・加熱が必要となる場合の熱源は各店舗で用意すること。また、火気及び熱を発生する電化製品(発電機を含む)を使用する場合は、別添申込書の「その他使用する設備・機器等」に記載し、消火器を必ず用意すること。

※1 以下の備品については、有料で貸出可能。その他を希望の場合は要相談。

- 1) 長テーブル(1.5m)
- 2) パイプ椅子
- 3) テーブルクロス(長テーブルを覆えるくらいの大きさ)
- 4) テント前方幕(3間分)

※2 手洗い設備等の必要物品については、以下のとおり各店舗で必ず用意すること。

- 1) 容量20リットル程度のポリタンク  
(手指の再汚染防止のため、肘で操作できる程度に長いレバー等の蛇口を付けることが望ましい。)
- 2) バケツ(排水を受けられるもの)
- 3) 手洗い用液体せっけん
- 4) 手指消毒液
- 5) 使い捨て手袋
- 6) ペーパータオル
- 7) ごみ箱(蓋付き)
- 8) 冷蔵設備及び温度計(隔測温度計) ※保冷等が必要な商品を扱う場合

(8) 販売について

- ・販売において、行列の整理やイベント時間内の商品提供は、出店者の責任のもと、管理すること。
- ・**商品が売り切れてしまうことがないようにし、開催時間中は店舗を閉める時間がないようにすること。**
- ・販売商品については、必ず出店申込書に記載された商品だけを販売すること。申込後に商品の追加や変更等がある場合は、必ず事前に事務局へ連絡すること(変更可能時期の目安は8月末頃まで)。
- ・売れ残り商品については、主催者側で引き取ることはできない。
- ・生菓の販売時は、「冷蔵殺虫はしているが、持ち帰り後、早めの処理をお願いします」などの注意書きや口頭での説明をすること。
- ・商品の仕込み作業は、食品営業許可を受けた施設(キッチンカー、露店営業を除く)等で行うこと。また、仕込みは当日に行い、前日に仕込みや調理等は行わないこと。前日に仕込みや調理等をした商品を販売していることが確認された場合は、その商品を販売停止とする。
- ・余った原材料や調理済みの食材は、翌日に使用しないこと。

- ・冷蔵及び冷凍が必要な食材等は、温度計を備えた冷蔵等設備内で適切に保管すること。
- ・出店場所で調理する場合は、加熱「焼く・煮る・揚げる」などの簡単な行為のみとし、十分に中心部まで加熱調理を行うこと。また、「食材をカットする・食材を混ぜ合わせる・ミキサーを使う・クリームを泡立てる」などといった行為は原則禁止されているため、絶対に行わないこと（給排水200Lタンクを備えるキッチンカーでの出店の場合は要相談）。
- ・ソフトドリンク及びアルコール飲料の販売は可能だが、同店舗で必ず栗商品を販売すること。なお、アルコール飲料購入者に対し、必ず飲酒運転禁止を促す看板の設置や注意喚起をすること。

※ソフトドリンクについて

- ・「かさま新栗まつり」の趣旨に合わせ、栗以外の果物を使用した果肉入りの飲み物や果実生絞りの飲み物の販売は禁止とする。実際に果肉入りや果実生絞りの飲み物でなくても、商品名や掲示物にそれらを連想させる表現を含めてはならない。
- ・販売可能なソフトドリンクは、「清涼飲料水・お茶・コーヒー」などとするが、判断が難しい場合は事務局と協議すること。

- ・アルコール飲料を未開封の状態で販売する場合は、酒類小売業免許が必要となるため、免許証の写しを提出すること。また、開封する場合は、コップ等に移し替えて提供すること。
- ・商品には必ず食品表示等を行うこと。表示できない商品に関しては、店頭にて掲示すること（製造・販売者の氏名、住所、連絡先等を明記すること）。

※しぼり機を使用したモンブランを販売する店舗について

- ・以下の条件を厳守すること。

(条件) ①栗ペーストに接触する機材のストックを複数個用意すること。

②事務局で用意する専用の水道を使用し、しぼり機の口等（しぼり口や筒の部分等の栗ペーストが直接接触する部分）を30分に1回以上の頻度でしっかり洗浄し、ペーパータオル等で拭き上げ、アルコール消毒し、完全に乾き終わってから使用すること。

③専用の水道を使用する際は、しぼり機の口等に付着したカスをキッチンペーパー等できれいに拭き取った状態で洗い流すこと（大量にカスが付着している状態では流さない）。

④主催者、事務局及び保健所の指示・指導のもと対応すること。

- ・環境にやさしい取り組みを実施するため、**お客様にレジ袋を求められた場合は、バイオマスレジ袋や紙袋を必ず使用すること。**出店者が独自で製造しているオリジナルのバイオマスレジ袋などを使用してもよいが、可能な限り事務局で用意するバイオマスレジ袋の使用に協力すること。また、その他のプラスチックごみについても、削減に協力すること（木製スプーン・フォーク、紙パック等）。

※従事者に係る衛生確保について

- ・事前に保菌検査（検便：赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O157 等）を実施すること（書類提出時は令和7年10月5日以降の検査結果を提出すること）。
- ・清潔な衣服・帽子・マスクを着用すること。
- ・食品取扱者は出店前及び出店期間中は、健康管理に注意を払い、体調不良（下痢、発熱、腹痛、吐気、嘔吐など）がある場合は調理業務に従事しないこと。
- ・手指等の洗浄・消毒を徹底すること。
- ・食品に手指が接触する作業を行う場合においては、使い捨てビニール手袋等を用いること。また、適宜交換して使用すること。
- ・爪を短く切り、指輪・マニキュア・腕時計等のアクセサリを着用しないこと。
- ・調理場や販売所内での喫煙・飲食は控えること。
- ・作業場内には調理従事関係者以外は立ち入らせないこと。
- ・従事者の健康管理の記録及び冷蔵・冷凍庫（クーラーボックスを含む）の温度管理の記録等、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施すること。

(9) 保健所の営業許可申請について

- ・かさま新栗まつりにおける営業許可申請は、一括して事務局が申請するため、**必要書類（取扱食品一覧【様式第2】）を遅延なく提出すること。**
- ・食品（冷蔵商品や包装商品を含む）を販売する場合は、現場調理の有無にかかわらず、保菌検査結果の写し（令和7年10月5日以降のもの）が必要となるため、各自検査をし、事務局に提出すること。
- ・仕込み場の食品営業許可証を提出すること。

(10) ごみについて

- ・来場者からのごみは、会場内に設置されているごみステーションへの持ち込みを案内すること。  
※衛生面の観点から出店者が来場者からごみを引き取らないよう保健所より指導あり。
- ・出店テント内で発生したごみは、必ず蓋付きのごみ箱で保管し、**「燃えるごみ」「燃えないごみ」「ペットボトル」「段ボール類」「カン・ビン」**に分別し、指定されたごみ集積所に直接廃棄すること。
- ・残飯や残汁、油等は必ず持ち帰ること。なお、会場内の流し台は手洗い用であるため、洗い物には使用しないこと。

(11) その他

- ・以下に該当する場合は、出店停止とする場合がある。
  - ①本要項（1）～（10）を遵守しなかった場合
  - ②来場者からのクレーム（商品や接客態度など）に対して改善が見られなかった場合  
※クレームについては、出店者が来場者に対し、責任をもって対応すること。
  - ③食中毒が起りうる行為をした場合
  - ④公序良俗を乱すなど、開催の趣旨にそぐわない行為をした場合

◆申込について

- ・以下の申込書類を提出すること

- かさま新栗まつりイベント参加における同意書
- 「第20回かさま新栗まつり」出店申込書
- 保健所提出書類（取扱食品一覧【様式第2】）
- 細菌検査結果の写し（令和7年10月5日以降のもの）
- 食品営業許可証の写し
- 生栗や栗ペースト等を購入した時の領収書の写し
  - ※自社で栗を生産している場合は、自社生産がわかる書類を提出
- 酒類小売業免許証の写し（未開封のアルコール飲料を販売する場合のみ）
- テント内配置図（火気及び熱を発生する電化製品を使用する場合のみ）

- ・申込期限は令和8年5月29日（金）までとする。遅延のないよう提出すること。
- ・主催者及び事務局からの指示で修正等があった場合は、速やかに対応すること。

◆お問い合わせ先

儲かる笠間の栗産地づくり協議会（事務局：笠間市役所農政課 栗ブランド戦略室）

- ・TEL：0296-77-1101（内線：529）
- ・FAX：0296-77-1146
- ・メール：kasamakurifp@city.kasama.lg.jp

※本要項は今後の協議により内容等が変更される場合がある。